インタフェース仕様書解説書 保険者編 新旧対照表

(内容現在 平成30年4月1日)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
1	表紙	平成 29年 7月	同	平成 30年 4月
		異動区分コード: 1 異動事由: 0 4 要介護状態区分コード:要支援、 経過的要介護		異動区分コード: 1 異動事由: 0 4 要介護状態区分コード:要支援、 経過的要介護
2	2	<設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降は1ヶ月未 満~24ヶ月(+1ヶ月 1)	同	<設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降、平成30 年3月以前は1ヶ月未満~24 ヶ月(+1ヶ月 1) 平成30年4月以降は1ヶ月未 満~36ヶ月(+1ヶ月 1)
		異動区分コード: 1 異動事由: 0 4 要介護状態区分コード:要介護		異動区分コード: 1 異動事由: 0 4 要介護状態区分コード:要介護
3	2	<設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降は1ヶ月未 満~24ヶ月(+1ヶ月 1)	同	<設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間> 平成16年4月以降、平成30年3月以前は1ヶ月未満~24ヶ月(+1ヶ月 1) 平成30年4月以降は1ヶ月未満~36ヶ月(+1ヶ月 1)
		異動区分コード: 1 異動事由: 9 9 要介護状態区分コード: 要支援、 経過的要介護		異動区分コード:1 異動事由:99 要介護状態区分コード:要支援、 経過的要介護
4	2		同	<設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間> 平成27年4月以降、平成30年3月以前は1ヶ月未満~24ヶ月(+1ヶ月 1) 平成30年4月以降は1ヶ月未満~36ヶ月(+1ヶ月 1)
		異動区分コード: 1 異動事由: 9 9 要介護状態区分コード:要介護		異動区分コード: 1 異動事由: 9 9 要介護状態区分コード:要介護
5	2	<設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降は1ヶ月未 満~24ヶ月(+1ヶ月 1)	同	<設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降、平成30 年3月以前は1ヶ月未満~24 ヶ月(+1ヶ月 1) 平成30年4月以降は1ヶ月未 満~36ヶ月(+1ヶ月 1)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
6	2 - 1	異動区分コード:2 異動事由:03 要介護状態区分コード:要支援、 経過的要介護 <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降は3ヶ月~ 24ヶ月(+1ヶ月 1、2)	同	異動区分コード:2 異動事由:03 要介護状態区分コード:要支援、 経過的要介護 <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降、平成30 年3月以前は3ヶ月~24ヶ月 (+1ヶ月 1、 2) 平成30年4月以降は3ヶ月~ 36ヶ月(+1ヶ月 1、 2)
7	2 - 1	異動区分コード:2 異動事由:03 要介護状態区分コード:要介護 <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降は3ヶ月~ 24ヶ月(+1ヶ月 1)	同	異動区分コード:2 異動事由:03 要介護状態区分コード:要介護 <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降、平成30 年3月以前は3ヶ月~24ヶ月 (+1ヶ月 1) 平成30年4月以降は3ヶ月~ 36ヶ月(+1ヶ月 1)
8	2 - 1	異動区分コード:2 異動事由:99 要介護状態区分コード:要支援、 経過的要介護 <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降は3ヶ月~ 24ヶ月(+1ヶ月 1、2)	同	異動区分コード:2 異動事は:99 要介護状態区分コード:要支援、 経過的要介護 <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降、平成30年3月以前は3ヶ月~24ヶ月 (+1ヶ月 1、 2) 平成30年4月以降は3ヶ月~ 36ヶ月(+1ヶ月 1、 2)
9	2 - 1	異動区分コード:2 異動事由:99 要介護状態区分コード:要介護 <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降は3ヶ月~ 24ヶ月(+1ヶ月 1、2)	同	国動区分コード:2 異動事由:99 要介護状態区分コード:要介護 <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降、平成30 年3月以前は3ヶ月~24ヶ月 (+1ヶ月 1、 2) 平成30年4月以降は3ヶ月~ 36ヶ月(+1ヶ月 1、 2)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
10	2 - 1	異動区分コード:3 異動事由:02 要介護状態区分コード:要支援、 経過的要介護 <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降は3ヶ月~ 24ヶ月(+1ヶ月 1、2)	同	異動区分コード:3 異動事由:02 要介護状態区分コード:要支援、 経過的要介護 <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降、平成30 年3月以前は3ヶ月~24ヶ月 (+1ヶ月 1、 2) 平成30年4月以降は3ヶ月~ 36ヶ月(+1ヶ月 1、 2)
11	2 - 1	異動区分コード:3 異動事由:02 要介護状態区分コード:要介護 <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降は3ヶ月~ 24ヶ月(+1ヶ月 1、2)	同	異動区分コード:3 異動事由:02 要介護状態区分コード:要介護 <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降、平成30 年3月以前は3ヶ月~24ヶ月 (+1ヶ月 1、 2) 平成30年4月以降は3ヶ月~ 36ヶ月(+1ヶ月 1、 2)
12	2 - 1	異動区分コード:3 異動事由:99 要介護状態区分コード:要支援、 経過的要介護 <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降は3ヶ月~ 24ヶ月(+1ヶ月 1、2)	同	異動区分コード:3 異動事由:99 要介護状態区分コード:要支援、 経過的要介護 <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成27年4月以降、平成30 年3月以前は3ヶ月~24ヶ月 (+1ヶ月 1、 2) 平成30年4月以降は3ヶ月~ 36ヶ月(+1ヶ月 1、 2)
13	2 - 1	異動区分コード:3 異動事由:99 要介護状態区分コード:要介護 <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降は3ヶ月~ 24ヶ月(+1ヶ月 1、2)	同	異動区分コード:3 異動事由:99 要介護状態区分コード:要介護 <設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間> 平成16年4月以降、平成30 年3月以前は3ヶ月~24ヶ月 (+1ヶ月 1、 2) 平成30年4月以降は3ヶ月~ 36ヶ月(+1ヶ月 1、 2)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
14			7	〔項番79〕三割負担適用開始年月日 適用開始年月日を異動年月日として設定する。
15	2 3	項番52 <項目名> 特定入所者介護・居住費(ユニット型準個室)負担限度額	同	項番52 <項目名> 特定入所者介護・居住費(ユニット型個室的多床室)負担限度額
16	23-1	項番 7 7 < 0 1 項目関連検査> 1 9 3 3,3 4	23-1	項番 7 7 < 0 1 項目関連検査> 1 9 3 3 , 3 4 , 3 7
17			2 3 - 2	項番79に以下の項目を追加 <項目名> 三割負担適用開始年月日
18			2 3 - 2	項番80に以下の項目を追加 <項目名> 三割負担適用終了年月日
19			2 3 - 2	項番81に以下の項目を追加 <項目名> 住所地郵便番号
20	2 4	*20:「利用者負担減免・旧措置入所者 給付率」の範囲検査・「二割負担適用開始年月日」が未設定の場合 「利用者負担減免・旧措置入所者 給付率」<90・「二割負担適用開始年月日」が設定されている場合 「利用者負担減免・旧措置入所者 給付率」<80	同	*20:1年 1 1 1 1 1 1 1 1 1
21			2 4	* 2 2:「三割負担適用開始年月日」の日付妥当検査・「異動年月日」> 平成30年7月31日・「三割負担適用開始年月日」> 平成30年7月31日
22			2 4	*23:「住所地郵便番号」の特殊検査・「異動年月日」が平成30年3月31日以前の情報に対し入力がある場合は未設定として扱いエラーとしない。

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
23			2 4	*24:「住所地郵便番号」の特殊検査(フォーマット) ・7桁の数字からなる文字列以外が入力されていた場合は未設定として扱いエラーとしない。
24	26-2	34-1:「二割負担適用開始年月日」等の関連日付の比較検査 ~ ・「二割負担適用開始年月日」< 「二割負担適用終了年月日」	同	34-1:「二割負担適用開始年月日」等の関連日付の比較検査 ~ ・「二割負担適用開始年月日」 「二割負担適用終了年月日」
25			26-3	35:「三割負担適用終了年月日」の関連検査 「三割負担適用終了年月日」が 設定されている場合、「三割負担 適用開始年月日」が設定されていること。
26			26-3	36:「三割負担適用開始年月日」 を基準とした関連検査 「三割負担適用開始年月日」が 設定されている情報に対して、 以下に示す一連の検査を行う。
27			26-3	36-1:「三割負担適用開始年月日」等の関連日付の比較検査・以下の条件であること。ただし、両方の項目が設定された場合のみ検査を行う。・「三割負担適用開始年月日」「三割負担適用終了年月日」
28			26-3	36-2:「公費負担上限額減額の有無」に係る検査・以下の条件であること。・「公費負担上限額減額」の有無が入力されている場合、「公費負担上限額減額の有無」に「2:有り」が設定されていないこと。

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
29			26-3	36-3 軽減 1 (はて・・減負会用用 36-3 軽減 1 (はて・・減負会用 36-3 減 1 (はて・・減負 2 (はて・・減負 3 (はて・・・減負 3 (はて・・・ 1 (はて・・・減負 3 (はて・・・減負 3 (はて・・・ 1 (はて・・ 1 (はて・・・ 1 (はて・・ 1 (はて・・・ 1 (はて・・ 1 (はて・・・ 1 (はて・・・ 1 (はて・・ 1 (はて・・ 1 (はて・・ 1 (はて・・ 1 (はて・・ 1 (はて・・・ 1 (はて・・ 1 (はて・・ 1 (はて・・ 1 (はて・・ 1 (はて・・ 1 (はて・・ 1 (はて・ 1 (はて・・ 1 (はて・ 1 (はていて・ 1 (はていて・ 1 (はていていていていていていていていていていていていていていていていていていてい
30			26-3	36-4:「生年月日」に係る検査・以下の条件であること。・「三割負担適用開始年月日」に入力された日付時点の年齢(「生年月日」から起算しその前日で年齢加算)が65歳以上であること。
31			26-3	36-5:「みなし要介護区分コード」に係る検査 ・以下の条件であること。 ・「みなし要介護区分コード」 が"2:みなし認定(旧措置入 所者)"以外であること。
32			26-3	37:「三時間 日子

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
33	2 8	*5:「介護予防・日常生活支援 総合事業開始年月」の範囲検査 「介護予防・日常生活支援総合 事業開始年月」の値が平成27年 4月~平成29年4月の期間外で ある場合はエラーとする。	同	*5:「介護予防・日常生活支援 総合事業開始年月」の範囲検査 「介護予防・日常生活支援総合 事業開始年月」の値が平成27年 3月以前である場合はエラーと する。
34	38-11	連番4 異動事由 <07 特殊検査> 空白	同	連番 4 異動事由 < 0 7 特殊検査> *4
35	38-11	連番5 証記載保険者番号 <07 特殊検査> 空白	同	連番 5 証記載保険者番号 < 0 7 特殊検査> *4
36	38-11	連番7 個人番号 <07 特殊検査> *3	同	連番7 個人番号 <07 特殊検査> *3,*4
37			38-12	*4:「異動事由」「 4:「異動事由」「 5 異動事由」「 6 表示 6 表示 7 異動事 6 表示 7 異動事 7 表示 8 表示 9
38	4 3	様式番号10 様式名称> 居宅和> 居宅和> 所護給紹子 所護給紹子 所護給紹子 所問的 所可 所可 所可 所可 所可 所可 所可 所可 所可 所可 所可 所可 所可	同	様式 1 0 様式 3 元 3 元 3 元 3 元 3 元 3 元 3 元 3 元 3 元 3

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
39	4 3	様式第二の二 〈様式名称〉 介護名称〉 介護子防計制力 一ビス介護給付費明 無書(計算子院計算所 一世、大力 一道 一道 一道 一道 一道 一道 一道 一道 一道 一道	同	様式第二の二 〈様式名称〉 介護名称〉 介護予防訪問入介護給付費明 が護予防訪問入所護治介 で表別の であり、 であり、 であり、 でいましまで、 であり、 でいましまで、 でいましまで、 でいましまで、 でいましまで、 ではまり、 ではま
40			4 3	以下の項目を追加 様式番号 2 A 様式第四の三 様式番号 2 B 様式第四の四
41			4 4	以下の項目を追加 様式番号 6 1 様式第九の二
42	4 5	申立対象項目番号11~16 <申立対象項目> 緊急時施設療養費	同	申立対象項目番号11~16 <申立対象項目> 緊急時施設療養(診療)費
43	4 5	申立対象項目番号 2 0 <申立対象項目> 特定診療費・特別療養費	同	申立対象項目番号 2 0 <申立対象項目> 特定診療費・特別療養費・特別 診療費
44	4 6	再審査申立の対象 を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	同	再は、サロッツ は を で で で で で で で で で で で で で で で で で で
45	4 9	申立対象項目番号11~16 <内容> 緊急時施設療養費	同	申立対象項目番号11~16 <内容> 緊急時施設療養(診療)費
46	4 9	申立対象項目番号 2 0 <内容> 特定診療費・特別療養費	同	申立対象項目番号 2 0 <内容> 特定診療費・特別療養費・特別 診療費
47			5 2 - 3	項番12に以下の項目を追加 <情報名> 高額介護サービス費月別集計一 覧表情報

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
				項番13に以下の項目を追加
48			5 2 - 3	
49	5 4	~省略~ 項番19「中止理由・入所(院)前の状況コード」には、様式二,二の二の場合は、中止理由を設定する。様式六~六の四,八,九,十の場合は、入所(院)前の状況を設定する。	同	~省略~ 項番19「中止理由・入所(院)前の状況コード」には、様式二,二の二の場合は、中止理由を設定する。様式六~六の四,八~十の場合は、入所(院)前の状況を設定する。
50	5 4	項番 2 5 「保険給付率」 通常は 90、利用者負担の減免対 象者は 91~100、保険給付額の減 額対象者は 70 とする。	同	項番 2 5 「保険給付率」 通常は 90、利用者負担の減免対 象者は 91~100、保険給付額の減 額対象者のうち三割負担対象者 は 60%、それ以外は 70%とする。
51	5 4	(3)緊急時施設療養情報レコード・所定疾患施設療養費等情報レコード	同	(3)緊急時施設療養・緊急時施設診療情報レコード・所定疾患施設療養費等情報レコード
52			5 4	(3) 所定疾患施設療養費等情報レコードの項番27「摘要1」 平成30年4月以降に所定疾患施設療養費を算定する場合した。 所定疾患施設療養費等情報レードの「摘要1」に表表して、所定疾患施設療養費を関係を関係を関係を関係を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
53	5 5	(4)特定診療費・特別療養費 情報レコード	同	(4)特定診療費・特別療養費・ 特別診療費情報レコード
54	5 5	平成15年4月サービス以降・原則として、当該レコードの 識別番号の特定診療費又は特別 療養費に対応する傷病名を設定 する。	同	平成15年4月サービス以降 ・原則として、当該レコードの 識別番号の特定診療費、特別療 養費又は特別診療費に対応する 傷病名を設定する。
55	5 5	平成15年4月サービス以降・当該識別番号の特定診療費又は特別療養費が傷病名の設定を要しないものについては、1レコード目以降に連続して、傷病名を省略して設定する。	同	平成15年4月サービス以降 ・当該識別番号の特定診療費、 特別療養費又は特別診療費が傷 病名の設定を要しないものにつ いては、1レコード目以降に連 続して、傷病名を省略して設定 する。
56	5 5	(設定例) ア.傷病名と識別番号単位の特定診療費又は特別療養費の請求が1対1に対応づけられる場合複数のレコードに同じ傷病名がある場合は、傷病名が同じレコードは続けて設定する。	同	(設定例) ア・傷病名と識別番号単位の特定診療費、特別療養費又は特別診療費の請求が1対1に対応づけられる場合複数のレコードに同じ傷病名がある場合は、傷病名が同じレコードは続けて設定する。

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
57	5 5	(設定例) ア. 特定診療費・特別療養費情報レ コード順次番号	同	(設定例) ア. 特定診療費レコード順次番号
58	5 5	(設定例) イ.傷病名と識別番号単位の特定診療費又は特別療養費の請求が対応づけられない場合2レコード目以降で傷病名が空白の場合は、直前レコードと同一の傷病名とみなす。	同	(設定例) イ.傷病名と識別番号単位の特定診療費、特別療養費又は特別診療費の請求が対応づけられない場合2レコード目以降で傷病名が空白の場合は、直前レコードと同一の傷病名とみなす。
59	5 5	(設定例) イ. 特定診療費・特別療養費情報レ コード順次番号	同	(設定例) イ. 特定診療費レコード順次番号
60	5 6	(7) 集計・大学 (7) 集計・大学 (7) 第8「特別 (1) 4年 (1) 1年 (1) 1	同	(1 サイン 第五短従日日支様上のフる第五短従日日支様上のフるのでは、第五短従日日支様にのよって、第五短従日日支様にのよって、第五短従日日支様にのよって、第五短従日日支様にのよって、第五短従日日支様にのよって、第五短従日日支様上のフるで、第五短従日日支様とのフるで、第五短従日日支様とのフるのでは、第五短従日日支様とのフるのでは、第五短従日日支援とのフるのでは、第五短従日日支援とのフるのでは、第五短従日日支援とのフるのでは、第五短従日日支援とのフるのでは、第五短従日日支援とのフるのでは、第五短従日日支援とのフるのでは、第五短従日日支援とのでは、第五短従日日支援といる。
61	5 6 - 2	(2) 項番9「支給金額」 総合事業サービス(A1~ AE)の社会福祉法人による軽減を対象外とする。	同	(2) 項番9「支給金額」 平成30年4月サービス以降、総合事業サービス(A1~A8)について、社会福祉法人が低所得者に対して軽減措置を講じた場合、軽減後の利用者負担額より高額支給額の算出を行う。

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
62	6 8	3 のの(は綴対要報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報	同	3のの(た編対要報報情報象ビ(費情不一一一能治高覧月のの(た編対要報報情報象ビ(費情不一一一能治高覧別にるというでは綴象介、、報、者ス総支報能ビ覧とのと、当時にるというではのの、おいりにのはのの、大学のではのの、おいりにのではのの、おいりにのではのの、大学のでは、一一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
63	72-5	(8) 高額介護サービス費相 当事業分に対する社会福祉法人 の軽減は対応を行わない。	同	(8) 平成30年4月サービス以降、総合事業サービス(A1~A8)について、社会福祉法人が低所得者に対して軽減措置を講じた場合、軽減後の利用者負担額より高額支給額の算出を行う。
64			7 3 - 5	「3.2.14 高額介護サービス費月別集計一覧表情報」を 追加
65			7 3 - 6	「3.2.15 高額介護サービス費月別集計一覧表情報(総合事業)」を追加
66	7 4	3 . 2 . 1 4 帳票出力順について	同	3 . 2 . 1 6 帳票出力順について
67	7 4	3 . 2 . 1 5 各出力情報の再 発行について	同	3 . 2 . 1 7 各出力情報の再 発行について
68	7 5	3.3.1(1) 高額介護サービス費支給処理 ア.~エ.省略	同	3.3.1(1) 高額介護サービス費支給処理 ア.~エ.省略 オ.高額介護サービス費月別集計一覧表、高額介護サービス費月別集計一覧表(総合事業)の出力の委託

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
69	8 0	(5) 国保連合会での処理に 必要のない情報は送付しなくも てよい。	同	(5) 国保連合会での処理に 必要のない情報は送付しなくて もよい。
70	8 0	(7) 緊急時施設療養情報レコード・所定疾患施設療養費等 情報レコード	同	(7) 緊急時施設療養・緊急 時施設診療情報レコード・所定 疾患施設療養費等情報レコード
71	8 1	(9) サービス提供年月が平成14年 1月以降の短期入所サービスに ついて、請求明細書または、償 還明細書様式第三、第四、第五、 第三の二、第四の二、第五の二、 第六の五、第六の六上の「短期 入所実日数」を設定する。	同	(9) サービス提供年月が平成14年 1月以降の短期入所サービスに ついて、請求明細書または、償 還明細書様式第三、第四、第五、 第三の二、第四の二、第五の二、 第六の五、第六の六、第四の三、 第四の四上の「短期入所実日数」 を設定する。
72	8 2	(2) 緊急時施設療養情報レコード・所定疾患施設療養費等 情報レコード	同	(2) 緊急時施設療養・緊急 時施設診療情報レコード・所定 疾患施設療養費等情報レコード
73			付 - 1	レコード項目「基本摘要情報」 の行を追加
74	付 - 1	緊急時療養費情報	同	緊急時施設療養・緊急時施設診 療情報
75	付 - 1	特定診療費・特別療養費情報	同	特定診療費・特別療養費・特別 診療費情報
76	付 - 3	. a) <サービス種類コード> 11~17,61~67,71~77	同	. a) <サービス種類コード> 11~17,61~67,71~79
77			付 - 3	. a) サービス種類コード:2A,2B の行を追加
78			付 - 3	. a) サービス種類コード:55 の行を追加
79	付 - 3	緊急時施設療養四,四の二,九 7151,7152,7153,7154,7155,715 6,7191,7192,7193,7194,7195	付 - 3 - 1	緊急時施設療養・緊急時施設診療 四,四の二,九,四の三,四の四, 九の二 7151,7152,7153,7154,7155,715 6,7191,7192,7193,7194,7195,7 157,7158,7196
80	付 - 3	特定診療費・特別療養費四,四の二,九,五,五の二,十7155,7156,7194,7195,7161,7162,7163,7164,7165,71A1,71A2,71A3	付 - 3 - 1	特定診療費・特別療養費・特別 診療費 四,四の二,九,五,五の二,十,四 の三,四の四,九の二 7155,7156,7194,7195,7161,716 2,7163,7164,7165,71A1,71A2,7 1A3,7157,7158,7196

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
81	付 - 4	特定入所者介護サービス費 三,三の二,四,四の二,五,五の 二,八,九,十 7143,7153,7155,7164,7183,719 3,7194,7195,71A3,7144,7154,7 156,7165	同	特定入所者介護サービス費 三,三の二,四,四の二,五,五の 二,八,九,十,四の三,四の四,九 の二 7143,7153,7155,7164,7183,719 3,7194,7195,71A3,7144,7154,7 156,7165,7157,7158,7196
82	付 - 5	. a) <サービス種類コード> 11~17,61~67,71~77	同	. a) <サービス種類コード> 11~17,61~67,71~79
83			付 - 5	. a) サービス種類コード:2A,2B の行を追加
84			付 - 5	.a) サービス種類コード:55 の行を追加
85	付 - 5	緊急時施設療養四,四の二,九 7151,7152,7153,7154,7155,715 6,7191,7192,7193,7194,7195	同	緊急時施設療養・緊急時施設診療 四,四の二,九,四の三,四の四, 九の二 7151,7152,7153,7154,7155,715 6,7191,7192,7193,7194,7195, 7157,7158,7196
86	付 - 5	特定診療費・特別療養費 四,四の二,九,五,五の二,十 7155,7156,7194,7195,7161,716 2,7163,7164,7165,71A1,71A2,7 1A3	同	特定診療費・特別療養費・特別 診療費 四,四の二,九,五,五の二,十,四 の三,四の四,九の二 7155,7156,7194,7195,7161,716 2,7163,7164,7165,71A1,71A2,7 1A3,7157,7158,7196
87	付 - 5	特定入所者介護サービス費 三,三の二,四,四の二,五,五の 二,八,九,十 7143,7153,7155,7164,7183,719 3,7194,7195,71A3,7144,7154,7 156,7165	付 - 5 - 1	特定入所者介護サービス費 三,三の二,四,四の二,五,五の 二,八,九,十,四の三,四の四,九 の二 7143,7153,7155,7164,7183,719 3,7194,7195,71A3,7144,7154,7 156,7165,7157,7158,7196